書評

田中萬年『教育と学校をめぐる三大誤解』

吉田昌弘 女子栄養大学非常勤講師

1.

著者紹介によれば、著者は職業訓練大学校卒業後、職業訓練所指導員、職業訓練研究センター研究員を経て、職業能力開発大学校教授となっている。一貫して職業訓練・職業能力開発畑を歩いてきた研究者であり、近年その立場からの「教育」論を精力的に発表している。標記の書は、その中で、「教育」に関する「歴史的な出来事」をとりあげたものであるが、日本教育史研究に対するきわめて有意義な問題の提起を含んでいると評者は考えている。

しかし、同書は、日本教育史の研究蓄積から見て、事実の見落としや方法的不十分さを重要部分に含んでおり、これまで日本教育史の側から同書に応答する議論が十分に見られないのも、あるいはそのような事情からではないかと評者は考えている。1

本評では、同書の問題提起を日本教育史の研究に生かしてゆくという観点から、敢えて上のような同書の問題点のいくつかを具体的に指摘し、同時に同書によって提起される日本教育史の研究課題について考えてみたい。職業能力開発の立場との対話を通して、日本教育史研究を発展させてゆく試みとして、それらの作業が有益と考えるからであり、またその二つの作業は一体的に行うことが必要であるからである。

2.

まず著者の基本的な研究関心である。

本論の論旨も筆者自身のキャリアに根ざした「教育観」を表していることは疑いない。筆者の専門は第6章、第7章に紹介したような労働者の教育訓練問題である。筆者はこのような筆者自身の仕事を論理的に整理することが、これまでのわが国の「教

育」観では困難であった。その模索の結果、 本書のような論理にたどり着いたのである。 したがって、第1章から第5章まではその ための試論といえる。(p.202)

著者は、「労働者の教育訓練」を専門とする立場から、そのような著者自身の仕事を論理的に整理する関心をもち、その模索の結果、「教育」に関する「歴史的な出来事」まで研究の範囲を広げることになったようである。そしてこの立場から批判的にみた、文部省の意味や「教育」という言葉についての歴史が、同書の第1~5章をなし、また、後述するとおり、著者の立場からする「学校」史認識の一端が、第6章、第7章に示されているように思われる。

同書の標題に「三大誤解」とあるが、同書の目的は、文部省や「教育」についての、読者である現代の人々の「誤解」を解くことにあると思われる。そしてなおその一環として、これまで、その「誤解」を人々が信じ込まされてきた歴史的事情を明らかにすることにも本書の記述は及んでいる。2

「おわりに」で著者が述べるところに従えば、 同書はこれまでの「誤解」を以下のように正して ゆくものである。

第一の「誤解」に関わっては以下の二点が主張 されている。(p.199)

- ・「文部省は教育を実施する官庁ではなく学問 を実施する官庁として設立された」
- ・「学校は教育を施す所ではなく学問を行う所であった」(著者が言う「教育」と「学問」については後に論ずる――評者)

第二の「誤解」に関わっては以下の二点が主張 されている。(p.200)

- ・わが国で用いられている「教育」は孟子が創った「教育」とは異なる
 - ・「教育」は英語の "Education" 3の概念とは

異なる。"Education"は能力の開発であり、「能力」としては必ず職業に関する要素を含んでいる

上記二点は「おわりに」に書かれているものであるが、その内容から言って、第1~5章に対応する。同書にはこのほか第6、7章も置かれているので、その部分の内容についても紹介しておきたい。

第6章の冒頭では、「学校」は社会に出て自立 するまでの準備の段階であり、「学校」での教育内 容はこのような精神的、経済的な自立に役立つも のでなければならない。そして「社会に出るとは、 就職して働く、ということ」であるから「学校は 職業に関する教育を施すべきであることになる。」 と述べられている。(p.149)おそらくこのような 「学校」観を前提にして、具体的な内容としては、 第6章では、「工場における「学校」の成立」の歴 史について、寺子屋、徒弟制度を含めて、徒弟学 校、実業補習学校、「養成工制度」、さらに「工場 法施行令」の「徒弟」規定、人材養成の「重ね餅 システム」の定着に至るまで述べられている。

また第7章では、「社会における「学校」の成立」の歴史について、授産施設、職業補導施設、技術講習施設、さらにそこから"生涯教育"の始まりについて述べられている。そしてそれをふまえて同書は、このような「社会的不運者」に対する職業教育ないし職業能力開発が、わが国の学校、特に文部省が設立した学校ではまったく整備されず、すなわちそのような「庶民にとって重要な教育訓練機能」が「長らく見落とされてきた」ことを強調して、その上で、その見落とされてきた理由を「今日の学校中心主義による人材育成の立場から歴史を見る」ためであるとして、そのような歴史観を批判している。

ではそのような第6、7章と、同書の主要部分である第1~5章との関連はどのような点にあるのか。これについて同書にははっきりと述べられていないように思われる。しかし第5章の末尾に「「教育」と"Education"との概念の違いは、その他のさまざまな社会制度のとらえ方に大きく影響することがわかるのである。」(p.147)と述べられていることから、おそらくこれら二章は著者の言う"Education"の概念を基にした「学校」の

歴史を示そうとしたものであり、それはすなわち、 今日の、職業能力開発を中心とする「労働者の教 育訓練」の立場から、「学校」の歴史を描くような 試みであると思われる。

3.

さて、以下では第一章から順に、その内容について、批判的に検討を試みてみたい。

第一章の中心は、文部省の設立当時の理念についてである。この点についての結論は、先に紹介した通りである。

それについて、例えば同書は「文部省」の名称 を根拠にして、

文部省は「学問」(学文)を担当する省庁 (ママ――評者)であるため「学問省」ま たは「学文省」だったはずである。「部」を 用いるとすると「問部省」または「文部省」 であるが、語句としては「文部」の方が好 ましいということで「文部省」と命名した のではなかろうか。(p.28)

と述べている。

しかしこれ自体は「文」の字義からの議論に過ぎない。もう一つ、より重要な部分は文部省の設立に関わる事実の部分である。この点同書は、明治四年九月の文部省による法令「従来藩費ヲ以諸学為修行東京其外へ差出候生徒今般廃藩被仰出候ニ付為引取候モ(同書記述のママ――評者)有之哉ニ相聞……」を引き(p.26)、その中に「元来学問之儀ハ人民一日モ缺ク可ラサル事」とあることから、この「布達」について「人民に学問の必要性を述べ、そのために文部省を設立したとしている。/また、同書との関係で注目したいのはこの布達には「教育」の文字が使用されていないことである。つまり、文部省設立の当初の政策目的に「教育」はなかったのである。」(p.26)4と説明している。

そしてこの指摘は、著者が、本評で先に紹介し た第一の「誤解」を、人々の「誤解」であるとす る前提になっていると思われる。

しかし、上記の説明には、史料の取扱い上の誤りが前提として含まれている。すなわち、この、明治四年九月の、文部省による法令を、同書では

「文部省設置の布達」として紹介しており、(p.26) このことが、この史料について、「人民に学問の必 要性を述べ、そのために文部省を設立したとして いる」と説明する前提になっている。しかしそれ は単純に間違いである。

まず、この法令は、内容から言って、文部所設 置について説明する趣旨のものではない。「元来学 問之儀ハ人民一日モ缺ク可ラサル事」とある部分 は、そうであるから、従来藩費で東京その外に「修 行」のため「差出」している生徒について、廃藩 になったからといって、空しく引き払っては進歩 の妨げにもなるから、とりあえず従前の通り修行 させるべきである、という文脈で言われているも のである。また、文部省設置の布告は、明治四年 七月十八日(太陽暦では1871年9月2日)に太 政官から「大学ヲ廃シ文部省ヲ被置候事」と布告 されたのが、それである。そして、七月中には、 文部卿の職掌について、「掌総判教育事務管大中小 学校」(傍点は評者による)と達せられている。(『法 規分類大全 第一編 官職門』)この達は明確に、文 部卿の職掌について「教育事務」と規定するもの であるが、同書は、これに全く言及していない。

すなわち、「文部省は教育を実施する官庁では なく学問を実施する官庁として設立された」 (p.199)と同書が言うのは、その限りでは、歴史認 識としては著者の見解の方が「誤解」である。尤 もこの第1章は「人民」にとって文部省がどう理 解されたかを論じているように思われるから、(例 えばp.36) 第2章で言及される「学制序文」とあ わせ考えて、文部省が人民に「学問」を勧奨し、 同時に「人民」にとって「学問」の省と理解され たことは(この点さらに「人民」の側からの史料 による検討は必要であると思われるが) 一応推測 できるように思われる。この点、同書も想定する 通り(p.49)、いわば「人民」が「誤解」させられ ていたという問題であるとも言えるかもしれない し、なお「人民」の理解こそが制度上の規定に関 わらず「文部省」の正しい意味であると言って言 えなくもない。いずれにしても、同書の指摘を踏 まえれば、政府の制度上の規定と「人民」の理解 の間にずれがあったことは推測してよいであろう。 しかしそれにしても「教育」ではなくて「学問」

であるという同書の論理には問題がある。この点は、後述する著者の「学問」観の問題とも関わってくる。「教育」と「学問」は、ともに当時の、少なくとも文部省関係の史料に見られる言葉であり、当時の文部省事務において、関連させて用いられていたことは十分想定ができ、その関連こそまさに「教育」と「学問」双方について研究上の課題となり得ると思われる。

第2章では、「学制序文」を引いて、政府は「国 民に対し学校の設立は「学問」の実施であること を訴えた」とし、その上でこのように述べる。

「学問」が規定されたことは、「教育」とは異なる点で重要な意味がある。(以上ママ) それは、学問と教育ではそのベクトルが異なることである。「学問」とは、学習者自らが学ぶという意味であり、定められた内容(ママ)は学ぶ者に任せられ、「才芸ヲ生長」することがめざされる。これに対し、「教育」とはある特定の者が定められた内容を指導することになる。このように、両者は学習内容を規定する者が異なり、指導の方向が異なるといえる。この意味で、「学制序文」の「学問」の規定は重要な意味があるのである。(p.50)

確かに、「学制序文」は、「学校」を「学」「がくもん」のために設けることを述べている。しかし「学制序文」の「学問」について、著者が上記引用のような前提で解釈しているとすれば、歴史資料について、基礎的な見落としを行っていると言わざるを得ない。著者は、「(「学問」と「教育」の一評者注)両者は学習内容を規定する者が異なり」と述べているが、これは「学問」では学習内容を学習者が規定し、「教育」では教育する者が規定するという意味であろう。(上の引用前半に、「学問」について、「定められた内容(ママ)は学ぶ者に任せられ」と述べているが、文意から言って「定められた」の部分は衍文と思われる。)

果たして「学制序文」に言う「学問」は、学ぶ 内容を「学ぶものに任」すものであっただろうか。 「学制序文」は「学制」の規則本体とあわせて、 政府部内で議論されまた一般に公布された。これは残存する史料の形態から明らかであるが、その「学制」に、小学、中学の「教科」が定められ、かつ「教則別冊アリ」としてそこでより詳細な内容が定められたこと、これらが当時の庶民の、職業を含めた日常生活から全く遊離したものであったことは「学制」を見ていれば容易にわかる。両方を同時に手にした政府内の当路者が著者の言うような意味で「学制序文」の「学問」をとらえていたとは思われないし、「学制序文」と「学制」を見た一般の人々が、著者の言うように「学問」を解したとも思われない。著者は、「学制序文」という歴史資料の読解にあたって、自分自身の「学問」観を、基本的な史料による検討を経ることなく、そのまま適用してしまっているのではないだろうか。

同書では、これと同時代の「教育」について、 「たしかに、当時の政府高官の認めた文書には「教 育」の文字がないわけではない」と認めながら、 「ただ、当時の「教育」と「学問」とを意識的に 区別して用いていたのか、ということも解明され なければならない。なぜなら、第3章で紹介する が、江戸時代は自動詞としての「教育」であった し、「学問」と「教育」との区別を指示したのは初 代文部大臣の森有礼であり、それは一八八五(明 治一八) 年だったからである。」と述べている。 (p.49)これは意味がとりにくい文章であるが、そ のおかれた文脈をふまえて、当時の「政府高官の 認めた文書」に言う「教育」が、右のような著者 の解釈による「学問」と、「意識的に区別」する意 味で用いられていたわけではなかった、(だから 「学校」は著者の言う「学問」のためのものとさ れていたととらえてよい) ということを言ってい るのではないかと思う。

果たして「学問」と「教育」がどのような連関のもとに用いられていたのか、「政府高官の認めた文書」に即しても明らかにするという課題も提起できるだろう。当時の一般の人々が、「学問」と「教育」をどのような意味で対立・関連させてとらえていたのか、その問題につながるからでもある。

また、ここで付け加えて言えば、当の「学制序 文」には、「日用常行言語書算ヲ初メ士官農商百工 技芸及ヒ法律政治天文医療等ニ至ル迄凡人ノ営ム トコロノ事学アラサルハナシ」とある。「学制序文」の「学問」は確かに職業にも関わるものであるが、同時に「日用常行言語書算」を含めて「人ノ営ムトコロノ事学アラサルハナシ」とされている。「学問ハ身ヲ立ルノ財本」とあるが、ここで「身ヲ立ル」とは職業的な側面だけを指しているわけではなく、同時に、先に述べたと同様学習者が自ら学習内容を規定すべきでない部分も含まれていると見るべきであろう。「学制序文」の「学問」観及びそれと関係づけられたとも思われる当時の同時代の「教育」観は、「職業に関する教育訓練」を超えている部分があると思われる。

太政官に提出された学制制定理由書に「国家ノ以テ富強安康ナルユヘンノモノ世ノ文明人ノ才芸大二進長スルモノアルニョラサルハナシ而シテ文明ノ以テ文明トスルユヘンノモノ一般人民ノ文明ナルニョレハナリ」(『公文録文部省之部 壬申自六月至七月』)とある。この学制制定理由書は、(人民向けの「学制序文」には表れていない)「国家」が前面に出ていることから、教育史学の世界では「学制序文」の内容と対比されて夙に議論を呼んできたが、今日的に、例えば「公共」や「コミュニティ」、さらに「文化」の観点から再度評価されてもよいのではないか。(その際その中での国家の役割については十分批判的に検討することが必要である。)教育史研究に対してはこのような課題も提起されているように見える。

第3章では、日本における「教育」という言葉 について、例えば以下のようなことが述べられて いる。

明治以降の「教育」は当然ながら、庶民を対象に用いられ、政府が行う他動詞としてのそれであることは明らかである。(p.77)「勅語」の国民への浸透は、その"奉読"を聞くことによって「教育」のなんたるかを理解したと想像される。(以上ママ)(p.82)中国で今日使われている「教育」は孟子の「教育」ではなく、日本語の「教育」であることがわかる。すなわち、漢字としての中国語(漢語)ではなく、日本語としての「教育」なのである。(p.89)

確かに、政府が国民を「教育」するという意識 が、とりわけ政府部内の当事者にあり、その意味 で「教育」という言葉が使われたこともある。ま た一方、「教育」という言葉の国民への浸透に、政 府の施策なかんづく「教育勅語」が意義を持った ことも考えられるところである。(尤も、この点も 教育勅語の「"奉読"を聞くことによって「教育」 のなんたるかを理解したと想像される」と述べる のみであって、史料的な検証はなされていない。) しかし、だからといって、言葉としての「教育」 自体の意味が、とりわけ一般人民に使用される場 合に、著者が言うように「政府が行う」という意 味のものであったかと言えば、それは別問題であ ろう。その点同書では、国民に、「教育勅語」等に よっていかに「教育」という言葉が浸透させられ たかということを中心に検討しており、当の「教 育勅語」における言葉としての「教育」の意味も 含めて、当時の史料上における、言葉としての「教 育」の用法については検討されていない。第3章 p.90 以降には、各種辞典・事典における「教育」 の定義が検討されているが、もちろん「教育」の 主体が国家であるという説明はこれらのどこにも ない。すなわちこの点も、やはり著者自身の「教 育」観を前提として、それを歴史的な事象に読み 込んでいるに過ぎないと言わざるを得ないと思わ れ、さらなる史料的検討が必要な部分である。同 時代に、親や師匠が子どもを「教育」するという 用法は見られないだろうか。それを含めて、「教育」 はその言葉自体が使用される文脈の中でどのよう な主体と結び付けられたか。「教育」の言葉自体は 特定の主体と結びつくというよりもむしろ、その 行為や目的とより強く結びつけられていた可能性 もある。著者は、「教育」という言葉自体の意味を 取り出せるという前提に立っていると思われるが、 であるとすれば、例えば「教育」が使用される局 面と、文の構成上の文脈と、言葉自体の意味を区 別しつつ、それらをとらえてゆく、という課題は 残されているように思われる。

第4章では、英語の辞書の検討をもとに、英語 の "Education" という言葉が検討される。 著者が注目する、辞書における "Education" の定義の変化は、定義が"develop" "development" を用いてなされるようになった、ということである。すなわち、ウェブスター辞書について見れば、「一八五七年のポケット版では"Education"を「育てる、しつける」等の意味である"bring up"と記しているだけである。」(p.105)が、その後「"Education"の定義に、最初に"develop"が登場するのは"Preface"から推測すると一八四九年版のようであ」り、さらに一八五二年版では、種々の身体的、知的、倫理的能力を「「発展させ、高める」"developing and cultivating"「行為」(act)」(p.107)としていると述べている。

ここで、著者が"develop"について、「多義語 の一つ」としながらも、「最も近い日本語としては 「能力開発」のことである。」(p.109)と言ってい るのは、やはりこれも、現代の著者の"Education" 観を、歴史上の資料の中に読み込んだものと言わ ざるを得ないのではないか。著者は、辞書での 「education」の定義に "develop" "development" が使用されていることを示すのみであって、その "develop" "development" の意味は史料上では 検討されていない。もちろんここで言う「能力開 発」の概念次第という部分もあるが、しかしその ような現代の日本語と対応させるべきことを主張 するならば、それが適当か否か自体について、実 証的歴史研究としては少なくとも当該史料自体、 ないし他の同時代史料による検討を経るべきであ ることは、改めて言うまでもないことであろう。 同様に、「このように英語辞書の "Education" に 共通することは、能力を「開発すること」であり、 その能力としては「職業の内容」も含まれている のである。/「開発する」とは潜在能力を開発す ることである。」(p.110)と述べているが、この主 張も同様に、歴史研究として必要な手続きを欠い たままなされていると言わざるを得ない。

もちろん、これが、"Education"の訳語として「能力開発」を宛てるべきだという現代の読者へのアピールであるということならば、それはそれとして意義あるものと思われる。もとより"Education"の訳語が一つでなければならないということはないから、「能力開発」と訳すこともあり得る。ただし一方で、"Education"を「教育」と訳すことについて検討する場合には、第5章で

も問題になるが、英語の"Education"の定義の変化がそうであるのと同様に、「教育」の意味も日本の教育学の発展によって変化させられていることも考察に入れるべきである。そのことを考慮しなければ、著者が、歴史的な現代の「教育」を誤解していることになる。

しかしそもそも、この点は後述するが、著者の この議論自体(あるいはこの書評も)がそうであ るように、日本において「教育」と「能力開発」 が対立する構造になっていること、現代の論者自 身がその構造の中で活動していることが、より根 本的な問題であるとも思う。後述する通り、この 点が歴史的研究の対象になってもよいのではない だろうか。

第5章では、「教育」を "Education" と訳し、 また "Education" を「教育」と訳すこと、すな わち「「教育」と "Education" との同定」が問題 になる。

この点についても同書では「「教育」が "Education"であることを決定的にしたのはこの「教育勅語」の官定英訳だったといえよう」 (p.138)とされ、それを承けて、「以上のように、わが国における「教育」を"Education"と同義語としていることは基本的な誤りである。その誤りは明治政府の意図的な教育政策の過程で国民に信じ込まされたために生じたのである。」 (p.139)とされている。この点冒頭で紹介した第二の「誤解」の発生に関わる議論であろう。

同書において、方法的に「教育」と"Education"を別々の言語的歴史の中で究明している以上、両者の意味が異なるという結論が出てくるのは、同書も認めるとおり(p.139)当然の結果であろう。その上で問題は、訳語としての対応関係の歴史ということになる。この点について考えると、著者が、「教育勅語」の英訳に関わる事実のみをとりあげて、訳語としての対応関係を「明治政府の意図的な教育政策の過程」であると結論づけているのは、恣意的である。

そもそも先にも述べた通り、「教育」の語は文 部省設置当初から、文部省の所掌事務を表す言葉 として使用されているが、著者はこの事実を見逃 している。その結果、同書は、例えば明治9年に

「文部省」を"JAPANESE DEPARTMENT OF EDUCATION"と訳した事実について、「このと きの"Education"は「学問」の意味であったは ずである。」「このように、明治初年代には "Education"を「学問」の意味として利用して いたといえよう」(p.131)と述べ、この事実を「教 育」の英訳語の歴史の中から除外することになる。 この主張は、第1章で述べられた、文部省は「学 問」の省という主張を前提としたものと思われる が、しかし第1章では人民の文部省理解が問題に なっていたとも思われるのに対し、ここでは官僚 を含めた、英語を操る知識層が問題になっている のだから、ここを第1章と同じように論ずること はできない。したがって、「「教育」が "Education" であることを決定的にしたのはこの「教育勅語」 の官定英訳だったといえよう」(p.138)という主張 にはいま少し検討を加える余地がある。

すなわち、「教育」の英訳語の形成史について、「教育勅語」やその英訳以前の、啓蒙主義や「学制」をも含めた、明治0年代からの「教育」行政の理念やそれに関わる実態をも含めて、明らかにしてゆくという課題が示されていると同時に、「教育」が「学問」と同時代的に関係づけられていることの認識を前提に、「教育」の英訳語の形成史(及び「教育」の意味の形成・変遷史も)を、「学問」と「教育」との関係についての意識を視野に入れっつ明らかにしてゆくという課題も残っていると言える。

また、これは先にも述べたが、「教育」と "Education"の意味について、「教育」及び "Education"の意味形成が歴史的になされることを著者も認めている以上、(例えば p.80、p.95 及び p.105 以降) "Education"が「教育」の訳語 として、及び「教育」が"Education"の訳語と して使用されることによる、「教育」の意味変容も、 意識される必要があるだろう。

また第6章、第7章について、その概要は先に述べたとおりであるが、一点だけ議論しておきたい。以下は第7章の末尾、したがって同書の本論の末尾からの引用である。

このように庶民にとって重要な教育訓練

機能が長らく見落とされてきた(「社会的不 運者」に対する職業能力開発がわが国の学 校、特に文部省が設立した学校では整備さ れなかったこと等を指す――評者注)理由 は、今日の学校中心主義による人材育成の 立場から歴史を見るためである。近世まで の徒弟制度や寺子屋の実態は本章で明らか にした職業能力開発へとつながったといえ る。しかし、学校教育の立場からみれば、 明治以降の社会における教育訓練が視点に 入らない。にもかかわらず、学校を寺子屋 につなげることは容易であったのである。 (p.198)

ここでは、「今日の学校中心主義による人材育成の 立場から歴史を見る」という歴史観をとり挙げて、 それを批判している。逆に、積極的に評者の解釈 を交えて言えば、同書の立場は、「庶民」の、職業 に関わる「教育訓練」から歴史をみて、その立場 から「教育」と「学校」観を構成しようとするも のであるだろう。

著者は、同書で論ずる「学校」の範囲について、「同書での「学校」は国民が平等に学ぶべき学校(小学校)を主たる対象とし、大学等については必要以上に論じないこととする。」(p.43)と限定をかけている。すなわち、著者は中学校や高等女学校、大学などを「学校」の対象から除外する一方で、「工場における「学校」の成立」「社会における「学校」の成立」をとりあげて歴史的な「学校」を論じている。

しかし歴史的には、中学校や高等女学校、大学 も、(むしろそちらの方こそが) 改めて史料を引く までもなく、「学校」とされていたのであり、歴史 研究としてはそれらを含めて「学校」とされたこ とによる「学校」の意味をとらえてゆく必要があ る。

先に、「学制序文」や「学制」における、「学問」と「学校」について議論したが、そこでは職業に関わる部分もそれにとどまらない部分も含んだ「学問」と「学校」観が提起されており、それは社会の「文明」化と結びつけられていた可能性もある。そしてその当時、それ以後において、そのような「学校」と「教育」はどのような連関に置

かれてきたのか。このような課題を究明する必要 がある。

4.

これまで教育史研究が、「庶民」の教育訓練に ついて無視してきたとは思わない。文部省が設立 した学校で「社会的不運者」に対する職業能力開 発が整備されなかった理由は、歴史観の問題とい うよりも、むしろ文部省の所掌事務の限界の問題 であろう。この点、文部省の考え方としては、「教 育基本法」の「教育」の解釈にも見られるように、 例えば企業内で行われる「教育」や、その他学校 以外におけるものも含んで「教育」を広くとらえ るという指向も持っていたと思われる。したがっ て、文部省自体の指向というよりもむしろ、(旧) 通商産業省や労働省の管轄との関係の問題が、同 時に文部省の指向自体にも影響しつつ、この点を 限界づけていたと思われる。政府提出の法案に全 省庁の合意が必要であり、事前の合議を組み込ん だ政策決定システムを前提とする体制にあって、 文部省として、企業内での「教育」や「働く人々 の能力開発」を含んだ政策を現実化することは極 めて困難な状況があったと言ってよいだろう。し かし近年では、平成2年の「生涯学習の振興のた めの施策の推進体制等の整備に関する法律」の成 立も含めて、さらに関連省庁間でますます政策連 携が進みつつある。

このような状況にあって、改めて教育史研究を 見れば、文部省の所掌事務を前提にして歴史を見 ていた部分があることも否定できないと思われる。 一方で同書もまた、職業能力開発の立場からの議 論であることは、著者も認めるとおりである。

この状況で歴史的研究に何が求められるか。それは教育と職業能力開発それぞれの立場から歴史を書くことよりも、そのような対立構造自体を問題にすることではないだろうか。そしてそのためには、我々自身の「教育」「学問」「能力開発」観を前提に歴史を記述し、あるいは批判することよりむしろ、そのように考える我々自身を歴史資料を通しつつ検討してゆくことや、この対立構造自体を歴史的に究明することも課題にしてもよいのではないか、またそれを行ってこそ、新しい歴史

認識が提起されることが可能になるのではないか。 これらの歴史的研究作業は、現代の我々が新しい 時代に向けて生きるためにこそ必要なことなので はないかと思う。

そもそも同書の著者は歴史的研究を専門とする研究者ではなく、また、冒頭で触れたように同書は、歴史研究としては評価することが難しい部分もある書であるように思われる。しかし同時に、教育史研究として、対話しつつ考えてゆく相手として有意義な書であると思う。

(2006年4月刊、学文社、1,500円)

¹ 著者(田中)は、2004年の教育史学会シンポジウム「人間形成をめぐる普通教育と職業教育の展開―二つの国民の創出・再生産―」に招かれ「近代化・現代化過程における"Education"観の欠落史」という題目で発表を行っている。(『日本の教育史学』第48集、2005年)標記の書の第1章は、この発表の一部を発展させたものである。評者は学会に参加していなかったのでシンポジウムの実態はわからないが、「討論のまとめ」を見る限り、議論は「普通教育」と「職業教育」の概念の問題に終始しており、田中の独自の問題提起や、田中の歴史認識に関する議論は見られなかったようである。

² ただし、「おわりに」を見ると、「三大誤解」の「第二」までは書かれているが、(p.199・200)三番目は明記されていない。評者は、内容から言って、第6・7章で論ずる「学校」に関することが三番目の「誤解」ということと推測するが、この点はあくまでも推測ということにならざるを得ない。また、この点とは別に、本書には各所に日本語として文意の通じない部分が多々あり、結局全体として見るに、推敲が不十分なままに出版されたようにも見える。正直なところ、読者のために、もう少しの時間と手間をとってほしいという感想も、抱かないわけではない。

³ 「"Education"」について、同書ではほとんど の場合 E が大文字で表記されており、本評でも適 宜それに従う。

⁴引用文中の「/」は改行を示す。以下同様とする。